
茨城県土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例

条例の解説

茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課

令和7年4月

目次

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について	…… 3
条例及び施行規則の改正について	…… 4
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の解説	……12

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

1 制定の経緯

建設工事から排出される土砂、いわゆる「残土」については法令による規制が無く、また「残土」と称して廃棄物を不法に投棄する事例が見受けられるようになったことから、平成3年に県において条例準則を示し、各市町村が条例を制定し規制してきました。

しかしながら、大規模な残土処理計画への対応については、残土の発生場所が茨城県外の複数県にまたがる事案が多いことや土砂の崩落や流出などの安全対策が必要となるため、平成15年10月に県条例を制定し、平成16年4月1日より必要な規制を開始しました。

2 条例の骨子

(1) 許可制（埋立て等の面積が3,000㎡超の場合）

一定規模以上の土地の埋立て等（当該埋立て等区域の面積が3,000㎡超）について県の許可制とし、土砂の性質や安全性、埋立て等に用いる土砂の数量等を事前に審査します。（なお、許可申請を行う前に、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続きを済ませることが必要です。）

○ 土砂の特定と土壌基準

埋立て等に用いる土砂について、発生させる者を特定するとともに、土壌の基準を設けて、基準を満たさない土砂による埋立て等の行為を禁止します。

許可申請には、埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（建設工事の元請業者または登録ストックヤード運営事業者）の証明が必要になります。

○ 安全基準

埋立て等を行う場合は、流出や崩落等を防止するため、技術上の基準を設けるとともに、施工管理者を設置することにより、基準にあった施工を義務付けています。

○ 定期的な検査・報告

搬入土砂について、定期的な検査や搬入数量等の報告を義務付けるとともに、埋立て等を行う場所に標識を掲示し、埋立て等の行為を周辺住民に周知させることとしています。

○ 許可申請手数料：新規 70,000 円 変更 43,000 円

(2) 届出制（埋立て等の面積が3,000㎡以下の場合）

埋立て等の面積が3,000㎡以下の埋立て等は各市町村の条例で許可制とされていますが、市町村条例の許可を受ける必要が無い埋立て等については県への届出制とし、小規模な埋立て等であっても県で把握します（ただし、これらであっても、公共工事として行う埋立て等や、同じ敷地内での切り盛り等、県条例でも届出対象外としたものは届出不要です）。

(3) 雑則

○ 職員に立入調査等の権限を付与し、違反者には罰則の適用のほか、汚染土壌等の撤去義務等を課しています。

○ 施行に当たっては市町村と連携・協力することとしています。

○ 無許可の埋立て等、措置命令違反について2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科します。

条例及び施行規則の改正について

条例及び施行規則のこれまでの改正は、以下のとおり。

平成 17 年 10 月 11 日 規則第 102 号

- 1 独立行政法人都市再生機構法が公布され、都市基盤整備公団の業務及び地域振興整備公団の業務の一部が独立行政法人都市再生機構に承継されたこと及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行により、中小企業総合事業団が解散し、その業務の一部及び地域振興整備公団の業務の一部が独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継されたことに伴う所要の改正。
- 2 日本道路公団等民営化関係法施行法が公布され、日本道路公団が解散し、その業務が高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継されることに伴う所要の改正。
- 3 独立行政法人日本原子力研究開発機構法が公布され、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構が解散し、日本原子力研究所の業務が独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所に、核燃料サイクル開発機構の業務が独立行政法人日本原子力研究開発機構に承継されることに伴う所要の改正。
- 4 茨城県公害防止条例の全部が改正され、茨城県生活環境の保全等に関する条例が公布されたことに伴う所要の改正。
- 5 不動産登記法の全部が改正され、新たに不動産登記法が公布されたことに伴う所要の改正。

平成 19 年 10 月 1 日 規則第 79 号

郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され日本郵政公社が解散されることに伴う所要の改正。

平成 22 年 3 月 31 日 規則第 22 号

茨城県住民基本台帳法施行条例が一部改正され、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく土地の埋立て等許可申請（申請者及び施工管理者の確認）が追加されたことに伴う所要の改正。

平成 25 年 10 月 31 日 規則第 65 号

1 適用除外法令の追加

以下の法令を土地の埋立て等許可の適用除外とする。

- (1) 土壤汚染対策法第 7 条の規定による汚染除去措置として行う土地の埋立て等、又は同法第 22 条の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- (2) 放射性物質汚染対処特措法第 36 条の規定による除染実施計画に基づき行う土地の埋立て等
- (3) 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度において行う埋立て等

2 許可基準の改正

許可基準を以下のとおり改正する。

- (1) 埋立て等に用いる土砂等の性質の基準に水素イオン濃度指数を追加する。(4 以上 9 未満)(別表 1 の 2)
- (2) 埋立て等の高さの基準の緩和(安定計算を行った場合、10m を超える埋立てを認める)(別表 2)
- (3) 土砂等運搬禁止大型車両及び過積載車両による土砂等の運搬の禁止(別表 3)

3 添付書類の追加、様式の改定等

これまでの規則の施行状況を踏まえ、添付書類の追加及び様式の改定を行う。

平成 25 年 12 月 19 日 条例第 38 号、平成 26 年 3 月 31 日 規則第 21 号

1 土砂等の積替え又は保管に関する基準の創設(条例 7 条 2 号、規則 7 条 4 項)

発生元から既に搬出されストックヤードに堆積された土砂等の禁止を明記し、例外的に土砂等の積替え又は保管が必要な場合の基準を設ける。

規則 7 条 4 項		基準
1 号	ア	ストックヤードの周囲に囲いを設けること。
	イ	見やすい箇所に土砂等の積替え又は保管にかかる掲示板を設けること。
	ウ	ストックヤードにその土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのあるものが堆積されていないこと。
2 号		土砂等の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていること。
3 号	ア	仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること。
	イ	車両の出入りがある際には車両の搬出入を管理する者が立ち合うこと。
	ウ	土砂等発生元又はストックヤードから土砂等を搬出するときに帳簿を作成すること。
	エ	ストックヤードに土砂等の搬入するときに帳簿を作成すること。
4 号		積替え又は保管が許可の日以降に行われるものであること。
5 号		土砂等の積替え又は保管のための堆積が関係法令に基づく許認可等を受けたものであること。

2 欠格要件の創設(条例 7 条 5 号)

欠格要件(申請者が以下のいずれにも該当しない者であること)

1	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2	禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者
3	廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令（規則第7条8項）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ5年を経過しない者
4	廃棄物処理法、浄化槽法、残土条例、茨城県廃棄物適正化条例の許可を取り消され5年を経過しない者等
5	土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	措置命令等に基づく措置を完了していない者
7	不正又は不誠実な行為をすると認められる相当の理由がある者（おそれ業者）
8	暴力団員等
9	役員・使用人・法定代理人が欠格要件に該当する場合
10	暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 軽微変更届の対象の追加及び添付書類の改定（規則8条）

軽微な変更事項に、「土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所の変更」を加える。
また、欠格要件の創設に伴い、以下のとおり軽微変更届の対象及び添付書類を追加する。

変更事項		添付書類
法定代理人	個人	・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書
	法人	・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、役員の身分証明書
株主又は出資者	個人	・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書
	法人	・登記事項証明書
規則で定める使用人		・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書

4 標識の記載項目の追加（規則11条2項8号）

条例改正により許可申請書の記載項目が追加されることに伴い、現場への掲示標識の記載項目に土地の埋立て等の請負人の氏名等を追加する。

5 土地の埋立て等にかかる定期報告義務の創設（条例14条2項、規則12条3項4項）

土砂等の搬入状況、埋立て等の進捗を3ヶ月ごとに報告する義務を設ける（罰則：30万円の罰金）。

※ 主な報告内容

- ・ 着手から報告期間末日までに埋立て等を行った累計面積及びこれに用いた土砂等の数量
- ・ 報告期間内に埋立て等を行った面積及びこれに用いた土砂等の数量

※ 添付書類

- ・ 報告期間内に記載した施工管理台帳（条例14条1項）の写し
- ・ 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

6 許可取消し事由の追加（条例17条）

（1）欠格要件に該当したとき

（2）1年以上埋立て等が行われなるとき

7 許可申請手数料の引き上げ（条例付則 6 項）

（1）新規：60,000 円→70,000 円（+10,000 円）

（2）変更：38,000 円→43,000 円（+ 5,000 円）

8 許可申請添付書類の改定（規則 6 条 3 項）

（1）土砂等の積替え又は保管に関する基準、欠格要件の創設に伴う添付書類の追加

（2）砂利採取法又は採石法の認可を受けた採取計画に基づき採取した土砂等を埋立て等に用いる場合の土壌調査結果の省略

9 様式の新設・改定等

様式番号	様式名	改定内容
第 2 号	土地の埋立て等許可申請書	・土地の埋立て等の請負人の記載欄の追加 ・欠格要件確認対象者の記載欄の追加 等
第 6 号の 2	土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	・新設
第 8 号	土地の埋立て等変更届	・欠格要件確認対象者の記載欄の追加
第 13 号	土地の埋立て等地位承継届	・欠格要件確認対象者の記載欄の追加
第 14 号	土砂等による土地の埋立て等に関する標識	・土地の埋立て等の請負人の記載欄の追加
第 15 号の 2	土地の埋立て等状況報告書	・新設
第 15 号の 3	土壌調査結果報告書	・様式第 15 号の 2 の創設に伴う様式番号の繰り下げ

10 関係行政機関への照会・協力依頼規定の創設

平成 27 年 3 月 26 日 条例第 13 号

欠格要件の改正（条例 7 条 5 号ウ）

刑法改正に伴う所要の改正

平成 27 年 9 月 3 日 規則第 72 号

住民基本台帳法及び茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の改正

平成 29 年 2 月 9 日 規則第 2 号

1 土壌調査項目の追加（規則 6 条第 3 項第 23 号及び第 25 号、規則 13 条第 3 項）

新たにクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンを追加。

物質	基準値	測定方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表

化ビニルモノマー)		に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

2 土壌調査項目の基準値・測定方法の変更または追加

1, 1-ジクロロエチレンの基準値を変更し、六価クロム・セレン・ふっ素・ほう素の測定方法を変更または追加。

平成 31 年 3 月 7 日 規則第 5 号

土壌調査項目の変更（規則 6 条第 3 項第 23 号及び第 25 号、規則 13 条第 3 項）

「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に変更。

物質	基準値	測定方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格K0125の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法

※ 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

令和元年 7 月 22 日 規則第 9 号

土壌調査項目の測定方法の変更（規則 6 条第 3 項第 23 号及び第 25 号、規則 13 条第 3 項）

(1) 「土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）」が平成 31 年 3 月 20 日に改正されたことに伴う、土壌調査項目の測定方法の改正

(2) 「工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）」が令和元年 7 月 1 日付けで「産業標準化法」に改正されたことに伴う用語の整理

※ 令和元年 7 月 22 日以降に申請する場合であっても、令和元年 7 月 21 日までに旧基準で行った土壌調査の結果は申請書類として使用可能です。（ただし、有効期限 6 か月以内のものに限ります。）

令和元年 10 月 1 日 条例第 17 号、令和元年 12 月 13 日 規則第 28 号

欠格要件の改正（条例 7 条 5 号ア・イ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正

令和 4 年 11 月 21 日 条例第 42 号、令和 4 年 11 月 21 日 規則第 49 号

1 小規模の埋立て等に係る届出制度の創設

小規模の埋立て等に関する情報を把握し、必要な指導を行うことを可能とするため、市町村条例対象外の埋立て等を行う者に対して、新たに県への届出を義務付け

2 書面の交付・携帯義務の創設

不適正と疑われる事案を発見した際、現地で許可等の手続きを経たものであるか等を直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対しての書面交付並びに土砂等の搬入時の書面携帯を義務付け

3 埋立て等に同意した地権者等への義務付け及び勧告・措置命令の創設

地権者等が関与していると考えられる不適正な事案にも対処できるようにするため、埋立て等に同意した地権者等に対し、土地の管理責任を踏まえた埋立て等の施工状況の確認等を義務付け義務を怠った者に勧告し、勧告に従わない場合には土砂等の除去その他必要な措置を命令

4 条例の規定に違反した者等の公表制度の創設

土砂等を発生させる者による埋立て等を行う者等の適正な選定に資するため、条例に違反した者の氏名等を公表

5 土砂等搬入禁止区域の指定制度の創設

土砂等を搬入する者を特定できないまま不適正な事案が継続することによる人の生命・財産等を害するおそれを防止するため、土砂等搬入禁止区域を指定し、同区域への土砂等の搬入を禁止

令和5年5月18日 規則第42号

1 改良土の利用基準を定める改正

第1種～第3種建設発生土に該当し、又はこれらに準ずるものであって、セメント、石灰その他の物により安定処理をした無機性のものに限り利用できることとし、改良土の製造工程から審査するため、必要な様式を新設する。

2 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）の改正に伴う改正

本規則では、有害物質による汚染の状態に関する基準を、土壌環境基準に準じて設けているところだが、令和2年環境省告示第44号により土壌環境基準が改正されたため、本規則における有害物質による汚染の状態に関する基準を改正する。

3 地盤工学会基準の改定に伴う改正

本規則では、地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法（JGS 0211-200＊）」により、土砂等の水素イオン濃度指数を測定することとしているところだが、同基準が改訂され、基準番号が「JGS 0211-2020」となったことから、本規則において参照している基準番号を改める。

4 その他所要の改正

ア 身分証明書の様式を環境省の統合様式に変更

イ 届出書の提出部数の変更

1 宅地造成及び特定盛土等規制法と重複する規制等の整理

改正後の宅地造成等規制法（法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。以下「法」という。）において条例より重い罰則を伴う規制が導入されたことを踏まえ、条例の目的規定から、法と重複する災害発生の防止の目的を削除するとともに、当該目的に基づく規制に係る規定を整理する。

2 県の許可対象面積の引下げ

現在は、5,000㎡以上の面積の土地の埋立て等について、知事の許可を必要としているが、法の特定盛土等規制区域で許可を要する面積に合わせ、条例において許可を要する面積も3,000㎡超とする。

3 登録ストックヤード制度創設を踏まえた所要の改正

従来、ストックヤードを経由する土砂等は、法令等で規制がなかったため、条例等において利用基準を設け、利用を制限してきた。

今般、盛土規制法の施行にあわせ、国土交通省が所管する資源有効利用促進法の省令改正及びストックヤードに関する新たな登録制度（ストックヤード運営事業者登録制度）が新設され、同制度の登録を行ったストックヤード（以下「登録ストックヤード」という。）においては、土砂等の発生の場所ごとに区分して管理をする必要がなくなったこと、土砂等の履歴（搬入される土砂の内容）を確認できるようになったこと等を踏まえ、登録ストックヤードには条例で定めるストックヤードの利用基準を適用しないこととし、併せて、登録ストックヤードを経由する土砂等については、当該登録ストックヤード及びその運営事業者を、土砂等の発生の場所及び発生させる者とみなすこととする。

4 市町村の独自規制を可能とする規定の追加

県条例の許可が不要とされる面積の土地の埋立て等については、主に市町村条例により規制しているが、市町村条例の中には県に比してより厳格な規制があることを踏まえ、市町村条例の内容が、県と同等以上の効果を期待できるものと知事が認め、かつ、市町村からの申し出があった場合には、当該市町村の区域内においては、条例を適用しないこととし、県の許可が必要とされる面積の土地の埋立て等についても、市町村条例による規制を可能とする。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

趣旨

- 1 本条はこの条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることになる。
- 2 この条例は、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としており、土砂等による土地の埋立て等そのものを防止するものではない。
- 3 生活環境の保全とは、埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保を想定している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (4) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

趣旨 本条例における用語の定義を定めた。

解説

- 1 土砂とは、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石など自然物を含めて土砂等という。

なお、袋詰めで販売されている土砂等（園芸用土等）のみを用いる場合、本条例の規制の対象外とする。

- 2 鉱さい、汚泥など、廃棄物が含まれる土砂等を用いた埋立て等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されることとなる。

汚泥を中間処理したいわゆる改良土については、廃棄物を卒業していれば本条例にいう土砂等に該当し、本条例の対象となる。

- 3 岩石を粉砕し粒度を調整した碎石（バージン材）や、コンクリートガラを粉砕し粒度を調整した碎石（再生碎石）は、本条例にいう土砂等にはあたらない。
- 4 土砂等を有償で購入して埋立て等を用いる場合であっても、本条例の対象となる。
- 5 本条例で規制する行為の種類は、埋立て、盛土及び堆積の3種類である。

埋立て…周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること

盛土 …周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの

堆積 …周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの

- 6 埋立て等区域は、実際に埋立て等を行う区域をいい、保安区域や進入道路等は埋立て等区域には含まないこととする。
- 7 いわゆる谷津田の埋立てについては、周辺地盤面より高くなり、のり面が発生することから、盛土となる。

(県の責務)

第3条 県は、県の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、市町村が講ずる土地の埋立て等に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

趣旨 県の基本的な責務を明らかにした。

解説

- 1 日常的なパトロール、事業者の指導、普及啓発活動や関係機関との連携に努め、県内での土地の埋立て等が適切になされるよう努める。
- 2 市町村条例による土地の埋立て等について、その施行に必要な広域的な情報の提供や他都道府県との調整などを行うこととする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

趣旨 土地の埋立て等を行う者の基本的な責務を明らかにした。

解説

- 1 周辺の地域とは原則として埋立て等区域の境界から半径 300 メートルを想定しており、当該埋立て等について住民説明会等を開催し、周辺地域の住民の理解を求めること。
具体的には、県より市町村長あて当該埋立て等に対する意見を求め、市町村長の意見に基づき住民説明会等の開催を指示することとする。
- 2 土地の埋立て等の施工に当たっては、この条例による基準を遵守し、無秩序な埋立て等とならないようにしなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置その他適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

趣旨 土砂等を発生させる者についても、適正な土地の埋立て等が行われるよう基本的な責務が生じることを明らかにした。

解説

- 1 無秩序に埋立て等がされた土砂の多くは、建設工事に伴って副次的に発生したものが再利用されないことに問題の一端があるため、建設残土の発生を抑制することを、土砂等を発生させる者の責務とした。
- 2 建設工事の現場状況を踏まえて、建設残土の処分方法、処分先など適正な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う者に対して適切な指示を行うこと。

(土地の所有者等の責務)

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者による土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

趣旨 土地所有者等に対して、住民の安全と良好な生活環境の確保に関して、基本的な責務があることを認識し、そのうえで土地を提供するものであることを明らかにした。

解説 土地の所有者等は、汚染された土壌による土地の埋立て等ではないこと、埋立て等による土砂等の流出等を防止する計画であることなど、土地の埋立て等が適正に行われるように確認してから、土地を提供するように努めなければならない。

(土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意)

第5条の3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

趣旨 土地の所有者等の同意を得ずに土地の埋立て等を行うことを明確に禁止した。

解説 同意とは、自らが権原を有する土地において、埋立て等が行われることを承諾することをいい、土地の賃貸借契約の有無を問わない。

(土地の埋立て等の届出)

第5条の4 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、土地の埋立て等の目的その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等
- (2) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- (3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (5) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

趣旨

- 1 本条は、市町村条例に基づく許可を受ける必要が無い埋立て等について、県への届出制度を定めた規定である。
- 2 本条例又は市町村が定める同種条例（土砂等による土地の埋立て等を許可制としているもの）に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等、他法令により土砂等による土地の埋立て等を間接的に規制しているもの及び公共事業による土地の埋立て等については、届出制度の対象外とした。

解説

- 1 小規模な土地の埋立て等であっても県があらかじめ把握し、的確に対応するため、全ての埋立て等を届出の対象としたうえで、他の制度により行政側が把握できる土地の埋立て等や、他法令の規制により本条例の目的を達成できることから重ねて規制する必要がない土地の埋立て等は、届出の対象外とした。
- 2 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等については、当該許可制度において埋立て等が行われることを把握することができるため、届出制度の対象外とした。
- 3 市町村が定める同種条例（土砂等による土地の埋立て等を許可制としているもの）に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等については、当該許可制度において埋立て等が行われることを把握することができるため、届出制度の対象外とした。
- 4 事業を行う区域内で発生した土砂等のみを用いた埋立て等については、発生した土砂等が、その発生した区域から搬出されることがないため発生場所が第三者から見て明らかであり、また、発生元事業者、運搬事業者及び埋立て等を行おうとする者が全て同一事業者になるため埋立て等を行おうとする者が第三者から見て明らかであることから、廃棄物や環境基準に適合しない土砂等が混入し、生活環境保全上の支障を生じるおそれが認められず、規制する必要が無い場合、届出制度の対象外とした。

5 公共事業に使用する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等の埋立て等とならないと判断し届出制度の対象外とした。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、届出が必要である。

6 他法令による許可等の処分による土地の埋立て等については、当該法令の規制によりこの条例の目的を達成しているため重ねて条例による規制の必要がないと認められ、又は政策的必要がある以下のものについて規則により届出制度の対象外とした。

(1) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う埋め戻し

(2) 廃棄物処理法による設置許可を受けた廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
廃棄物の最終処分場における覆土は条例の届出制度の対象外となる。

(3) 土壤汚染対策法に基づく汚染除去等計画に従って行う埋立て等

(4) 土壤汚染対策法による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等

汚染土壌処理施設における汚染土壌の埋立て処理については条例の届出制度の対象外となる。

(5) 放射性物質汚染対策特措法に基づく除染実施計画に基づく埋立て等

(6) 廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2項及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産42号）により個別指定制度の指定を受け、産業廃棄物の再生利用のために行われる埋立て等については当該再生利用に用いるものが廃棄物処理法に第2条第1項の廃棄物に該当せず土砂等に該当する場合であっても、条例の届出制度の対象外となる。

7 6のほか、以下のものについて届出制度の対象外とした。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

非常災害の仮復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等で、短期間で行われる必要最小限のものに限られる。

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

既に設置されている施設の維持管理行為として行われる埋立て等について届出制度の対象外としたものであり、運動場、駐車場その他施設の建設、改修工事として行う埋立て等は含まれない。また、農地の嵩上げは管理行為ではない。

8 事後の届出とした場合、埋立て等が開始してから届出が出るまでの間は、県で埋立て等を把握することができないことから、あらかじめ届出を求めることとした。

(届出事項の変更の届出)

第5条の5 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は埋立て等の届出事項の変更について定めたものである。

解説

- 1 既に届出をしても、埋立て等の面積、期間など当初の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更届の提出が必要となる。
- 2 事後の届出とした場合、計画が変更されてから届出がなされるまでの間は、県で把握することができないことから、あらかじめ届出を求めることとした。

(届出事項の完了等の届出)

第5条の6 第5条の4の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の埋立て等を完了し、廃止し、休止し、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の完了、廃止、休止及び再開の届出について定めたものである。

解説

- 1 埋立て等を完了、廃止、休止又は再開した場合、当該事実について確認するため、当該事実が発生した日から起算して10日以内に届出を提出するものとする。また、事実発生日を第1日とする。
- 2 届出に係る土地の埋立て等の完了、廃止、休止については、いずれも土地の埋立て等が行われなくなる事項であり、事後の届出であっても、県が把握していない土地の埋立て等が行われることはないため、事後の届出とした。
また、休止した土地の埋立て等の再開については、当初の届出により土地の埋立て等自体を把握していることから、事後の届出であっても差し支えないため、事後の届出とした。

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等
- (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(削除)

- (9) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 に関する計画
- (10) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第6条第3項第3号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を搬出する土砂等である場合にあつては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第2項第6号及び第7号の規定を適用する。

趣旨

- 1 本条は、土砂等による土地の埋立て等についての許可制度の規定である。なお、盛土規制法の制定に伴い、許可を必要とする土地の埋立て等について、同法との整合性を図る等の理由から、県条例による

規制対象を 3,000 m²超とした。

- 2 他法令により土砂等による土地の埋立て等を間接的に規制している場合や公共事業による土地の埋立て等については、条例の適用除外とした。

解説

- 1 3,000 m²以下の埋立て等については、市町村条例が制定されている場合には、市町村長の許可が必要となる。
- 2 事業を行う区域内で発生した土砂等を用いた埋立て等については、発生した土砂等が、その発生した区域から搬出されることがないため発生場所が第三者から見て明らかであり、また、発生元事業者、運搬事業者及び埋立て等を行おうとする者が全て同一事業者になるため埋立て等を行おうとする者が第三者から見て明らかであることから、廃棄物や環境基準に適合しない土砂等が混入し、生活環境保全上の支障を生じるおそれが認められず、規制する必要が無いため、適用除外とした。
- 3 公共事業に使用する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等の埋立て等とならないと判断し適用除外とした。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、許可を受ける必要がある。

- 4 他法令による許可等の処分による土地の埋立て等については、当該法令の規制によりこの条例の目的を達成しているため重ねて条例による規制の必要がないと認められ、又は政策的必要がある以下のものについて規則により適用除外とした。
 - (1) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う埋め戻し
 - (2) 廃棄物処理法による設置許可を受けた廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
廃棄物の最終処分場における覆土は条例の適用除外となる。
 - (3) 土壤汚染対策法に基づく汚染除去等計画に従って行う埋立て等
 - (4) 土壤汚染対策法による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等
汚染土壌処理施設における汚染土壌の埋立て処理については条例の適用除外となる。
 - (5) 放射性物質汚染対策特措法に基づく除染実施計画に基づく埋立て等
 - (6) 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 項及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成 6 年 4 月 1 日衛産 42 号）により個別指定制度の指定を受け、産業廃棄物の再生利用のために行われる埋立て等については当該再生利用に用いるものが廃棄物処理法に第 2 条第 1 項の廃棄物に該当せず土砂等に該当する場合であっても、条例の適用除外となる。

- 5 4 のほか、以下のものについて適用除外とした。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
非常災害の仮復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等で、短期間で行われる必要最小限のものに限られる。
 - (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋

立て等

既に設置されている施設の維持管理行為として行われる埋立て等について適用除外としたものであり、運動場、駐車場その他施設の建設、改修工事として行う埋立て等は含まれない。また、農地の嵩上げは管理行為ではない。

- 6 許可申請書の必要記載事項を定め、当該事項を確認する書類及び図面を添付させることとした。
- 7 今般、盛土規制法の施行にあわせ、国土交通省が所管する資源有効利用促進法の省令改正及びストックヤードに関する新たな登録制度（ストックヤード運営事業者登録制度）が新設され、同制度の登録を行ったストックヤード（以下「登録ストックヤード」という。）においては、土砂等の発生の場所ごとに区分して管理をする必要がなくなったこと、土砂等の履歴（搬入される土砂の内容）を確認できるようになったこと等を踏まえ、登録ストックヤードには条例で定めるストックヤードの利用基準を適用しないこととし、併せて、登録ストックヤードを経由する土砂等については、当該登録ストックヤード及びその運営事業者を、土砂等の発生の場所及び発生させる者とみなすこととした。

(許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（登録ストックヤードを除く。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除き、廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）

又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）で

あった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。 キにおいて同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第17条第1項(第1号エに係る部分を除く。)又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。 ケにおいて同じ。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(第17条第1項第1号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。)は、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ケ 第17条第1項又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。 コにおいて同じ。)をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

コ ケに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期

間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

シ 第18条第1項又は第2項の規定による命令（同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。）を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

ス 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ソ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからセまでのいずれかに該当するもの

タ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

ツ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

趣旨 本条は、生活環境の保全という本条例の目的を達成するため、許可を行う際の基準について定めている。

解説

1 土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の基準のうち、有害物質とその汚染の状態については、土壤汚染に係る環境基準を適用することとした（規則第7条第1項）。

2 土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の性質は、次に掲げる土砂等の、水素イオン濃度指数が4以上9未満のものとした（規則第7条第2項）。

（1）建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等であって、当該土砂等の性質を改良していないもの（規則第7条第2項第1号）。

具体的には、建設発生土（改良等をしていないものに限る）、山砂、岩ズリ、浚渫土（海）である。

（2）省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等（これらに準ずる土砂等を含む。）であって、当該土砂等をセメント、石灰その他の物により安定処理した無機性のもの（規則第7条第2項第2号）。

具体的には、土砂等や汚泥を改良した土砂等である。

なお、安定処理をしていない土砂等（曝気のみ等）の場合、雨水等に曝されると含水比が高まって泥状を呈するおそれがあることから、安定処理をした改良土のみ使用することとした。

また、有機物を多量に含む泥土を改良すると強いアンモニア臭が発生するおそれがあるため、無

機性の改良土のみ使用できることとした。

加えて、改良土を使用する場合であっても、水素イオン濃度指数の基準（４以上９未満）は適用されるので留意すること。

- ３ 土砂等の発生元において掘削した土砂等を仮置きする必要がある場合、当該土砂等に他の物が混入することを防止するため、規則で定める積替え又は保管の基準に適合していると認められない限り土地の埋立て等に用いることができない。

「複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設」とは、いわゆる資材置場やストックヤードが該当するが、その土地の埋立て等に用いる土砂等のみを仮置きするために用意された敷地であっても該当する。

なお、許可申請の時点で既に仮置きされた土砂等を土地の埋立て等に用いることはできない。

積替え又は保管の基準は以下のとおりであり（規則第７条第４項）、いずれにも適合していることを必要とする。

- （１）ストックヤードの周囲に囲いを設けること。
- （２）見やすい箇所に次に掲げる事項を記載した掲示板を設けること。
 - ア 土砂等の積替え又は保管の場所である旨
 - イ 土砂等の発生者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
 - ウ 土砂等の発生の場所及び予定数量
 - エ 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
 - オ 土地の埋立て等を行う場所の所在地
 - カ スtockヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- （３）ストックヤードの区域のうち積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのあるものが堆積されていないこと。
- （４）土砂等の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていること。
- （５）仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること。
- （６）車両の出入りがある際には車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち合わせること。
- （７）土砂等の発生の場所から土砂等の搬出したとき及びストックヤードから土砂等を搬出したときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、運転者氏名、数量、土砂等の搬出先を記載した帳簿を作成すること。
- （８）ストックヤードに土砂等を搬入したときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、運転者氏名、数量、土砂等の積込み場所を記載した帳簿を作成すること。
- （９）積替え又は保管が許可の日以降に行われるものであること。
- （１０）その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

上記の規制は無登録ストックヤードに対する規制であり、登録ストックヤードについては、国土交通省が所管するストックヤード運営事業者登録規程が適用されるため、本条第2号は適用しない。

4 搬入するための道路について、道路管理者との協議や土砂のまきだし防止措置、通学時間帯の搬入車両の通行禁止措置、騒音、振動や粉じん発生の防止措置などを講じていること（規則第7条第7項、規則別表第2）。

5 土地の埋立て等の許可を受けることができない以下の者の欠格要件を定めている。

（1）心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（規則第7条第8項）

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、医師の診断書、認知症に関する試験結果等の書類により、審査を行う。審査基準の詳細は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」（令和元年11月21日付け環循適発第1911211号）による。

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）禁固以上の刑に処せられ、又は廃掃法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令等の罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

生活環境の保全を目的とする法令は以下の法令及び条例である（規則第7条第9項）。

ア 大気汚染防止法

イ 騒音規制法

ウ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

エ 水質汚濁防止法

オ 悪臭防止法

カ 振動規制法

キ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

ク ダイオキシン類対策特別措置法

ケ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

コ 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

サ 茨城県生活環境の保全等に関する条例

（4）廃棄物処理法、浄化槽法に基づく許可の取消しから5年を経過しない者等

一般廃棄物収集運搬業（廃棄物処理法第7条第1項）、一般廃棄物処分業（同法第7条第6項）、産業廃棄物収集運搬業（同法第14条第1項）、産業廃棄物処分業（同法第14条第6項）、特別管理産業廃棄物収集運搬業（同法第14条の4第1項）、特別管理産業廃棄物処分業（同法第14条の4第6項）、浄化槽清掃業（浄化槽法第35条第1項）の許可が該当する。

なお、「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、たとえば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額

の貸し金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定される（以下同じ）。

また、7条5号キにある「規則で定める使用人」とは申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする（以下同じ）。

ア 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

イ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（5）条例又は茨城県廃棄物適正化条例に基づく許可の取消しから5年を経過しない者等

指定処理施設及び積替保管施設（茨城県廃棄物適正化条例第12条第1項）の設置許可が該当する。特定小型焼却施設の設置許可は該当しない。

（6）土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

（7）措置命令に基づく措置を完了していない者等

（8）不正又は不誠実な行為をすると認めるに足りる相当の理由がある者

不正又は不誠実な行為をすると認められる相当の理由がある者とは、条例第7条第5号アからシまで及びセからツまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。具体的には、以下のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられる。

ア 過去において、条例の取り消し処分を繰り返し受けている者（処分後5年を経過している者に限る。）

イ 廃棄物処理法、浄化槽法、規則第7条第9項に掲げる法令若しくはこれらの処分に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、拘留その他の強制の処分を受けている者

ウ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、拘留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理又は土砂等による土地の埋立て等に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ イに掲げる法令若しくはこれらの法令又は条例に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者

オ 廃棄物処理業務や土砂等による土地の埋立て等に関連して他法令（道路交通法、農地法、森林法、都市計画法等）に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務又は土砂等による土地埋立て等に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な土地の埋立て等の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記サに該当する。）

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者

キ 暴力団員に対して自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- ク 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反し、罰金以上の刑に処された者
- ケ 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく土地の埋立て等の許可を取り消され、5年を経過しない者
- コ 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反し、改善命令、措置命令等を受け、その措置を完了していない者
- サ その他上記に掲げる場合と同程度以上に土地の埋立て等の適正な施行を期待し得ないと認められる者

(9) 暴力団員等

(10) 法定代理人、法人の役員又は規則で定める使用人が(1)～(8)に該当する者

(11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

暴力団員等が事業活動を支配する者とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、以下の者が特段の事由がない限り該当する。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他多額の有償契約を締結していること。

(許可の条件)

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

趣旨 本条は許可に付する生活環境の保全のための条件について定めている。

解説 許可申請の審査の結果、搬入車両の通行禁止時間帯の設定、搬入道路の設定その他必要な事項について条件を付して許可できることとした。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は埋立て等の許可の変更について定めたものである。

解説 既に許可を受けていても、埋立て等の面積、期間など当初の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更許可が必要となる。

埋立て等に用いる土砂等の発生元追加、施工業者の変更についても変更許可の対象となる。

なお、許可を受けた者の氏名や住所など、計画の内容に変更が生じない場合は届出で足りることとした。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等(当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。)に、当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「許可を受けた者は」とあるのは「前条第1項の許可を受けた者は」と、「第8条」とあるのは「前条第2項において準用する第8条」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、通知しなければならない。

趣旨 本条は、本条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等に同意した土地の所有者等が、第18条の3の義務を的確に遂行できるよう、許可を受けた者に対して、土地の所有者等への通知義務を課したものである。

解説

1 土地の埋立て等を行うには、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得る必要があるが、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等に対しては、本条例第18条の3の義務が課されることから、同意をした土地の埋立て等が許可を受けたことを把握できるよう、通知義務を課した。

2 許可後に変更許可を受けた場合及び、軽微な変更や完了の届出をした場合、変更した内容や完了した時期が分からなければ、第18条の3の義務を的確に遂行できないため、同様に通知義務を課した。

なお、通知の方法については、規則第8条の2において、届出の写しを送付することにより行うものとしている。

3 土地の埋立て等を行うにあたり、土地の所有者等と土地の賃貸借契約を締結したり、土地の所有者等から同意を得ることで、埋立て等を行う者自身も土地利用の権原を得て「土地の所有者等」となるが、埋立て等を行う者は自身に宛てて通知する必要はなく、当該賃貸借契約の相手方や、同意の相手方に対して通知することとなる。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
- (3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 知事は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

趣旨 本条は、埋立て等の着手、完了、廃止、休止及び再開の届出義務を定めたものである。

解説

- 1 埋立て等の着手、完了、廃止、休止又は再開した場合、当該事実について確認するため、当該事実が発生した日から起算して10日以内に届出を提出するものとする。また、事実発生日を第1日とする。
- 2 埋立て等の着手後、許可期間内に埋立て等が完了しなかった場合、許可は失効する。このため、当初の計画期間内に埋立て等が完了しない場合、変更許可を得る必要がある。
- 3 知事は、完了、廃止及び休止した場合に許可を受ける際の計画に適合しているかどうか確認し、適合していないと認められた場合には、土砂等の除去その他必要な措置について命令することができる。
なお、完了届又は廃止届が提出された場合、その後当該許可に基づく埋立て等を行うことはできない。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は許可を受けた者の地位の承継について定めている。

解説 分割及び相続については、全部を承継することのみ認めることとする。

相続、合併又は分割以外の方法により許可を受けた者の地位を承継させることはできない。この場合、既許可を廃止し、新たに土地の埋立て等の許可の手続をとることが必要となる。

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

趣旨 本条は埋立て等について適正な施工を確保するため施工管理者の設置を定めている。

解説

1 施工管理者となれる者は、施工者又はその被用者に限る。

2 埋立て等の施工について、施工管理者を常駐させなければならない。施工管理者については、土木工事の施工に関し管理の経験があるものとするが、建設業法施行規則で規定している土木施工管理技術検定に合格している必要はない。

(標識の掲示)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

趣旨 本条は埋立て等の許可を受けた者に対する標識の掲示義務について定めている。

解説

- 1 周辺の地域住民に対し、当該埋立て等の計画概要を周知するため、標識の設置を義務づけている。
- 2 見やすい場所とは、原則として土砂等の搬入車両の出入り口付近とする。

(帳簿への記載等)

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後1月以内に、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は土砂等の搬入状況を把握し、適正な埋立て等の施工を管理するため、許可を受けた者に搬入土砂等の数量等を帳簿に記載し、定期的にその数量等について報告を行う義務を定めている。

解説

- 1 搬入日ごと、土砂等の発生場所ごとに、現場で土砂等の数量、搬入車両の登録番号及び運転者名、搬入時刻、積載場所等を帳簿に記載しなければならない。
- 2 土砂等の埋立て等の施行に係る記録についても帳簿に記載しなければならない。
- 3 土砂等の数量等の報告は、報告期間内に土砂等の搬入や敷き均しその他の作業がない場合であっても提出しなければならない。
- 4 3月ごとの各期間には、埋立て等の休止期間は含まない。

(土壌の調査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対し、土地の埋立て等に用いられた土砂等の有害物質による汚染の状況について土壌調査し、結果の報告義務を定めている。

解説

- 1 土砂等の埋立て等について、一定期間ごとに土壌調査を行い、土壌基準に適合しているか否かについて知事に報告を義務づけている。
- 2 3月ごとの各期間には、埋立て等の休止期間は含まない。

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対する関係書類の備付け及び公開義務について定めている。

解説

- 1 許可証、許可申請書のほか、埋立て等を行うにあたって必要な書類を備え置き、閲覧させなければならない。
- 2 生活環境の保全上利害関係を有する者については、第4条に規定する周辺の地域に居住する住民を指すが、本条の場合周辺地域に居住していなくても、土地の所有者や土地を借りて耕作している者についても、利害関係を有する者とする。

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第4号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第4号ソからチまで（同号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ス若しくはセに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第4号ソからチまで（同号オ又はクに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第4号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(2) 第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(4) 第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件（次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。

(5) 第10条第1項、第11条第2項、又は第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(6) 第14条第2項又は第15条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

(7) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

趣旨 本条は埋立て等の許可の取消し及び命令について定めている。

解説

- 1 不正な手段で許可を受けたとき、許可の条件に違反したときなどについては、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。
- 2 許可を受けた者が欠格要件に該当した場合、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。

悪質性が重大な許可取消し事由（第17条第1項第1号ア、イ及び同項第2号～第7号）に該当する

場合、許可を取り消された法人の役員が役員を兼務する法人も欠格要件に該当し、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。

(措置命令等)

第18条 知事は、第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

趣旨 本条は埋立て等に係る措置命令について定めている。

解説

- 1 無許可で埋立て等を行った者、許可基準や計画に適合しない埋立て等を行った者のほか生活環境の保全のため必要がある場合は、埋立て等の停止や原状回復等の措置をとるように命じることができる。
- 2 緊急の必要とは、風水害や地震などにより、土砂等の流出等の危険が想定され、速やかに危険を回避する措置を執らなければならない状況をいう。

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染若しくは土砂等の飛散若しくは流出が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

趣旨 本条は、土地の埋立て等を行う者及び土地の所有者等が有する責務を踏まえ、本条例の目的を達成するために行うべきことを具体的に定めている。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第 18 条の 3 第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第 5 条の 3 の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等の義務について定めている。

解説

1 本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等は、施工期間中、定期的に施工状況を確認しなければならないこととしており、規則において、次の事項について毎月 1 回以上確認することとしている。

(1) 当該施工に係る埋立て等区域において、当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと。

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の飛散若しくは流出による生活環境の保全上の支障の発生又はそのおそれがないこと。

2 第 1 項の確認は、土地の所有者等が自ら行うことを原則としているが、自ら行うことが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができることとしている。

具体的には、土地の所有者等が、施工に係る土地の遠方に居住している場合や、身体が不自由で確認に赴くことが困難な場合を想定しているが、それ以外の場合であっても「自ら当該施工状況を確認することが困難な事情」があれば、他の者に確認させることにより行うことができる。

3 土地の所有者等は、第 1 項の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、土地の所有者等として行いうる方法（土地の埋立て等についての同意の撤回や契約解除等）で、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めることとなる。

また、県が土地の埋立て等の施工状況を把握し、必要な対応ができるよう、知事への報告義務も課した。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第 18 条の 4 知事は、第 18 条第 2 項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であつて次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第 2 項の報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

趣旨 本条は、措置命令が履行されない場合における、義務を懈怠した土地の所有者等に対する勧告及び命令について定めている。

解説 本条例の許可を受けて土地の埋立て等を行う者に対し、第 18 条第 2 項の規定により命じた措置が履行されない場合、定期的な確認義務や知事への報告義務を怠った土地の所有者等に対して必要な措置を勧告し、勧告に従わない場合は命じることができることとした。

(土砂等搬入禁止区域の指定)

- 第 18 条の 5 知事は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6 月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 4 知事は、第 1 項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該指定の事由が引き続き存すると認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第 1 項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その職員に、他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前 2 項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

趣旨 本条は、土砂等搬入禁止区域の指定について定めている。

解説

- 1 土砂等搬入禁止区域は、第 1 項の規定により、次の 3 要件を全て満たす場合のみ指定する。
- (1) 土地の埋立て等が継続される蓋然性があると認められること
- (2) 埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められること
- (3) この条例の目的を達成するため必要があると認められること
- 2 土砂等搬入禁止区域に指定した場合、その区域は指定が解除されるまでの間は土砂等を搬入することができなくなるため、土地の所有者等の私権に配慮し、区域指定の期間を 6 か月間に制限している。
- 3 土砂等搬入禁止区域の指定期間が満了しても、依然として指定の事由がなくなっていない場合、市町村長からの意見を聴取したうえで再度指定することができる。
- 4 区域を指定するためには、指定の要件や土地の状況等を把握する必要があるため、指定の準備のための立入りの規定を設けた。
- 5 埋立て等が継続することにより危険を生じるおそれがある区域は面積問わず指定することができるよう、指定要件に面積の定めは無い。

(土砂等の搬入の禁止)

第 18 条の 6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

趣旨 本条は、土砂等搬入禁止区域に対する土砂等の搬入を禁止している。

解説

- 1 土砂等搬入禁止区域においては、本条例の目的を達成するため、土砂等の搬入を一切禁止する必要があるため、何人に対しても禁止した。
- 2 土砂等搬入禁止区域において生活環境の保全等を図る場合、区域内での切り盛りや土砂等の撤去等、土砂等の搬入を伴わない方法により行うこととなる。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第 18 条の 7 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第 18 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

趣旨 本条は、指定の事由が消滅した場合に土砂等搬入禁止区域の指定を解除すべきことを定めている。

解説 土砂等搬入禁止区域の指定は、指定の事由が消滅してもなお指定を続けることは合理的ではないため規定した。

(書面の交付及び携帯)

第 18 条の 8 次の各号に掲げる者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 第 5 条の 4 の届出をした者

(2) 許可を受けた者

(3) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う者

2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面（以下「適合証明書」という。）を交付しなければならない。

3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。

4 第 1 項各号に掲げる者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

5 第 6 条第 4 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項第 6 号及び第 7 号」とあるのは「第 18 条の 8 第 1 項及び第 2 項」とする。

趣旨 本条は、土地の埋立て等に関係する者に対する、書面の交付及び携帯義務を定めている。

解説

1 掘削工事等により発生した土砂等は、その発生の場所から運び出され、埋立て等区域へ搬入されて、土地の埋立て等に用いられることになる。

そのため、土地の埋立て等に関係する者のうち、次の 3 者に対して書面の交付義務や携帯義務を課すことにより、土砂等の発生から埋立て等までの流れを可視化し、適切な発生元からの土砂等のみが土地の埋立て等に用いられる制度とした。

(1) 土地の埋立て等を行う者

土砂等を発生させる者に対して書面（土砂等受入概要書）を交付する。

土地の埋立て等の届出をしたり、本条例や市町村が定める同種条例に基づく土地の埋立て等の許可を受けることにより、本義務が生じる。

(2) 土砂等を発生させる者（※）

発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対して適合証明書を交付する。

土地の埋立て等を行う者から土砂等受入概要書の交付を受けることにより、本義務が生じる。

(3) 土砂等を搬入する者

土砂等を搬入する際は、適合証明書を携帯する。

土砂等を発生させる者から適合証明書の交付を受けることにより、本義務が生じる。

※ 登録ストックヤードに堆積された土砂等を土地の埋立て等に用いる場合は、発生元が登録ストックヤードとなるため、(2) 土砂等を発生させる者は登録ストックヤード運営事業者と

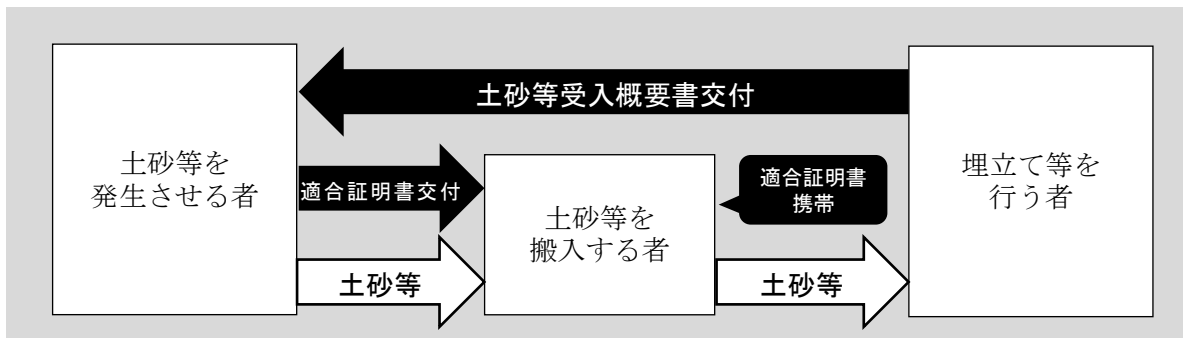
なり、(1) 土地の埋立て等を行う者は登録ストックヤード運営事業者に対し、土砂等受入概要書を交付する。

- 2 本制度により、適切な発生元からの土砂等を搬入する者は適合証明書を携帯しており、そうでない土砂等を搬入する者は適合証明書を携帯していないこととなる。

ここで、土地の埋立て等を行う者は、適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならないこととすることで、不適切な土砂等が混入することを防ぐ制度とした。

- 3 本制度の対象となる土地の埋立て等は、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に限らず、本条例に基づく届出をした土地の埋立て等や、市町村が定める同種条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等も含む。

- 4 本条による書面の交付・携帯の関係を図示すると次のとおり。



- 5 本制度は、紙の書面を交付・携帯することを想定しているが、土砂等の発生から埋立て等までの流れを可視化できる方法であれば、紙の書面以外のものを用いても差し支えない。

(例) 書面の画像やデータをスマートフォン等で交付・携帯する方法

(土地の埋立て等の停止命令等)

第 18 条の 9 知事は、前条第 1 項又は第 4 項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者（第 5 条の 4 の届出をした者又は許可を受けた者に限る。）に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 知事は、前条第 3 項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。

3 知事は、前 2 項の命令を口頭でした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

趣旨 本条は、前条の義務に違反した者に対する命令について定めている。

解説

1 前条の実効性を確保するため、本条により、次の者に対して、土地の埋立て等の停止又は搬入しないことを命じることができる。

(1) 土砂等受入概要書を交付していない者（土地の埋立て等を行う者）

(2) 適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れた者（土地の埋立て等を行う者）

(3) 適合証明書を携帯していない者（土砂等を搬入する者）

2 本条第 1 項の規定による土地の埋立て等の停止命令は、本条例に基づく許可を受け、又は届出をした者が対象となる。

3 本条の命令は単なる指導ではなく、違反した場合に罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が措置されている命令であり、原則として文書により行うことを想定している。

しかしながら、現に条例に違反して土砂等が搬入されようとしている場合など、命令文を用意するいとまがない可能性があるため、口頭での命令も想定し、その場合には相手方の求めに応じて命令の内容を記載した書面を交付することとした。

(公表)

第 18 条の 10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第 5 条の 4、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者
- (2) 第 17 条第 1 項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者
- (3) 第 18 条の規定による命令を受けた者
- (4) 第 18 条の 6 の規定に違反して土砂等を搬入した者
- (5) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者

2 知事は、前項第 1 号又は第 4 号の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

趣旨 本条は、条例に違反した者の公表について定めている。

解説

1 条例に違反した事業者や、条例に基づく処分を受けた事業者の情報を公表することにより、発注者による適正な事業者選定に資するとともに、無許可埋立て等であることを隠して土砂等を受け入れる悪質事業者等との取引を抑制するため、公表制度を設けた。

2 公表の対象は、無許可又は無届で埋立て等を行った者、土砂等搬入禁止区域へ土砂等を搬入した者及び、この条例に基づく処分を受けた者とした。

ただし、第 18 条の 4 に基づく命令については、土地の埋立て等に同意した土地所有者等が名宛人であり、発注者による事業者選定及び悪質事業者等との取引抑制という本規定の目的に照らして公表する必要が乏しいと認められるため、対象に含めない。

3 公表は事実行為であり、不利益処分に当たらないものの、公表により相手方に経済的損失等を与えることもある。

第 18 条の 10 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の者は、いずれも前提となる処分において、不利益処分に伴う意見陳述のための手続きが前置されているが、第 1 号及び第 4 号については同手続きが前置されていない。

そのため、第 1 号及び第 4 号の規定により公表しようとするときには、行政手続の透明性の確保の観点から、本条例において意見聴取の機会を制度的に保証することとした。

4 意見を述べる機会を与える具体的な方法についての定めは無いため、茨城県行政手続条例（平成 7 年茨城県条例第 5 号）第 27 条から第 29 条までの規定の例により行うこととなる。

(関係行政機関等への照会等)

第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

- 2 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第1項において同じ。）、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

趣旨 本条は、行政機関や埋立て等を施工する関係者への協力の要請を定めている。

解説

- 1 知事はこの条例の規定に基づく事務に関して、国、市町村等の関係行政機関、関係団体及び関係者に対して、照会や協力を要請できることとした。
- 2 知事は、生活環境の保全の支障の発生を防止するため、埋立て等を行う者以外に、土砂等の発生者、土地所有者、土砂等の運搬者ほか関係者に対し協力を要請できることとした。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第18条の8第1項の書面又は適合証明書、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所（登録ストックヤードを含む。）、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

趣旨 本条は、報告の徴収及び立入検査について定めている。

解説

- 1 知事は埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか報告を求めることができることとした。
- 2 埋立て等が計画に沿って施工されているかを確認するため、立入検査ができることとした。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨 本条は施行に関する事項を規則で規定する旨を定めている。

(市町村の条例との関係)

第22条 この条例の規定は、市町村が土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例の規定（第3章から前章まで（第18条の2を除く。））に限る。以下この条において同じ。）は、当該市町村の区域内においては、適用しない。

3 前項の公示は、規則で定めるところにより、当該市町村の長からの申出に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該市町村の名称

(2) 当該市町村の区域内においてこの条例の規定を適用しないこととする日（次項において「適用除外日」という。）

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(1) 適用除外日に現に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可を受けている者（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

(2) 適用除外日前に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可の申請をした者で適用除外日以後に当該許可を受けたもの（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

趣旨 本条は、この条例と市町村の同様な条例との関係について定めている。

解説

1 市町村条例で、3,000 m²以下の土地の埋立て等に関する必要な規制を設けることを認めるものである。

2 県条例で規制する3,000 m²超の土地の埋立て等に関しても、市町村条例において施策を講じること認めるもの。ただし、当該市町村に適用しない県条例の規定は、許可等にかかる規定（第3章から第5章まで（第18条の2を除く。））に限る。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者
- (2) 第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の4第2項又は第18条の9第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。(1) 第20条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (2) 第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の5、第5条の6、第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条の規定に違反した者
- (3) 第14条第2項又は第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

趣旨 第23条及び第24条は罰則について定めている。